第2期 山武市教育振興基本計画

~学びの感動と、人を思いやる心を育み 未来をたくましく切り拓く自立した人づくり~

(2021年度~2026年度)

令和3年3月 **山武市教育委員会**

目次

| 第1章 計画策定の基を的な考え方 | 山武市教育振興基本計画<本編> | | | |
|--|---|---|-----|---|
| 2 計画の性格 - 2 - 2 - 3 計画の構成 - 3 - 3 - 4 計画の構成 - 3 - 4 - 4 - 3 - 3 - 4 - 4 - 3 ま本方針 - 4 - 4 - 2 教育理念 - 4 - 4 - 3 基本方針 - 5 - 5 - 3 3 章 施策体系と取組方向性 - 7 - 1 - 4 - 3 - 3 - 4 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 | 第1章 計画策定の基本的な考え方 | | - 2 | _ |
| 3 計画の構成 | 1 計画策定の趣旨 | | - 2 | _ |
| # 計画の期間 | 2 計画の性格 | | - 2 | _ |
| 第2章 山武市教育の目指す姿 | 3 計画の構成 | | - 3 | _ |
| 1 山武市教育をめぐる現状と課題 - 4 - 4 - 2 教育理念 - 4 - 4 - 3 基本方針 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 | | | | |
| 2 教育理念 - 4 - 4 3 基本方針 - 5 - 5 第 3 章 施策体系と取組方向性 - 7 - 7 山武市教育振興基計画 施策体系一覧 - 7 - 7 【施策1】学校教育の充実 - 8 - 8 基本事業 1. 「確かな学力」の向上と「活きた学力」の推進 - 9 - 9 基本事業 2. 「健やかな体」の育成 - 11 - 1 基本事業 3. 「豊かな心」を育む - 13 - 13 - 13 - 14 - 14 - 14 - 14 - 14 | 第2章 山武市教育の目指す姿 | | - 4 | - |
| 3 基本方針 | | | | |
| 第3章 施策体系と取組方向性 | | | | |
| 山武市教育振興基本計画 施策体系一覧 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - | | | | |
| 【施策1】学校教育の充実 - 8 - 基本事業1「確かな学力」の向上と「活きた学力」の推進 9 - 基本事業2「健やかな体」の育成 11 - 基本事業3、「豊かな心」を育む 13 - 基本事業4、ICT 教育の実践 15 - 基本事業3、数育環境の整備 16 - 基本事業6、地域と学校の協力体制の推進 20 - 基本事業1・主体的な学習の推進 20 - 基本事業1・主体的な学習の推進 21 - 基本事業1・主体的な学習の推進 22 - 基本事業1・主体的な学習の推進 22 - 基本事業3、文化財の保護・活用 24 - 基本事業3、文化財の保護・活用 24 - 基本事業1、表術文化活動の充実 25 - 基本事業1、スポーツの振興 27 - 基本事業1、スポーツの振興 27 - 基本事業1、スポーツの振興 27 - 基本事業1、本学の表別の元実 28 - 基本事業1、分保機能の元実 29 - 基本事業1、分保機能の元実 30 - 【施策4】子育ての支援 31 - 基本事業3、体育施設の利用促進 30 - 30 - 31 - 32 - 32 - 33 - 34 - 34 - 34 - 35 - 35 - 35 - 35 | | | | |
| 基本事業 1. 「確かな学力」の向上と「活きた学力」の推進 | | | | |
| 基本事業 2. 「健やかな体」の育成 - 11- 基本事業 3. 「豊かな心」を育む - 13- 基本事業 4. ICT 教育の実践 - 15- 基本事業 5. 教育環境の整備 - 16- 基本事業 6. 地域と学校の協力体制の推進 - 18- 【施策 2】生涯学習の推進 - 20- 基本事業 1. 主体的な学習の推進 - 21- 基本事業 2. 生涯学習施設の利用促進 - 22- 基本事業 3. 文化財の保護・活用 - 24- 基本事業 4. 芸術文化活動の充実 - 25- 基本事業 5. 青少年の育成 - 26- 【施策 3】スポーツの振興 - 27- 基本事業 1. スポーツ活動の充実 - 28- 基本事業 2. 体育関係団体・指導者の育成 - 29- 基本事業 3. 体育施設の利用促進 - 30- 【施策 4】子育ての支援 - 31- 基本事業 3. 学童保育の充実 - 32- 基本事業 3. 学童保育の充実 - 35- 第 4 章 計画の推進にあたって - 36- 1 これからの教育行政 - 36- 2 多様な主体との連携と協働 - 36- 3 教育投資の充実 - 36- 4 計画の進行管理 - 37- | | | | |
| 基本事業 3. 「豊かな心」を育む - 13 - 15 - 15 - 15 - 15 - 15 - 15 - 15 | | | | |
| 基本事業 4. ICT 教育の実践. - 15 - 基本事業 5. 教育環境の整備. - 16 - 基本事業 6. 地域と学校の協力体制の推進. - 18 - 【施策 2】生涯学習の推進. - 20 - 基本事業 1. 主体的な学習の推進. - 21 - 基本事業 2. 生涯学習施設の利用促進. - 22 - 基本事業 3. 文化財の保護・活用. - 24 - 基本事業 4. 芸術文化活動の充実. - 25 - 基本事業 5. 青少年の育成. - 26 - 【施策 3】スポーツの振興. - 27 - 基本事業 1. スポーツ活動の充実. - 28 - 基本事業 2. 体育関係団体・指導者の育成. - 29 - 基本事業 3. 体育施設の利用促進. - 30 - 【施策 4】子育での支援. - 31 - 基本事業 2. 子どもの人権の尊重. - 34 - 基本事業 3. 学童保育の充実. - 35 - 第 4 章 計画の推進にあたって. - 36 - 1 これからの教育行政. - 36 - 2 多様な主体との連携と恊働. - 36 - 3 教育投資の充実. - 36 - 4 計画の進行管理. - 37 - | 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - | | | |
| 基本事業 5. 教育環境の整備 - 16 - | | | | |
| 基本事業 6. 地域と学校の協力体制の推進 - 18 - 【施策 2】生涯学習の推進 - 20 - 基本事業 1. 主体的な学習の推進 - 21 - 基本事業 2. 生涯学習施設の利用促進 - 22 - 基本事業 3. 文化財の保護・活用 - 24 - 基本事業 4. 芸術文化活動の充実 - 25 - 基本事業 5. 青少年の育成 - 26 - 【施策 3】スポーツの振興 - 27 - 基本事業 1. スポーツ活動の充実 - 28 - 基本事業 2. 体育関係団体・指導者の育成 - 29 - 基本事業 3. 体育施設の利用促進 - 30 - 【施策 4】子育ての支援 - 31 - 基本事業 2. 子どもの人権の尊重 - 34 - 基本事業 3. 学童保育の充実 - 35 - 第 4 章 計画の推進にあたって - 36 - 1 これからの教育行政 - 36 - 2 多様な主体との連携と協働 - 36 - 3 教育投資の充実 - 36 - 4 計画の進行管理 - 37 - | | | | |
| 【施策 2】生涯学習の推進- 20 -基本事業 1. 主体的な学習の推進- 21 -基本事業 2. 生涯学習施設の利用促進- 22 -基本事業 3. 文化財の保護・活用- 24 -基本事業 4. 芸術文化活動の充実- 25 -基本事業 5. 青少年の育成- 26 -【施策 3】スポーツの振興- 27 -基本事業 1. スポーツ活動の充実- 28 -基本事業 2. 体育関係団体・指導者の育成- 29 -基本事業 3. 体育施設の利用促進- 30 -【施策 4】子育ての支援- 31 -基本事業 1. 幼保機能の充実- 32 -基本事業 2. 子どもの人権の尊重- 34 -基本事業 3. 学童保育の充実- 35 -第 4 章 計画の推進にあたって- 36 -1 これからの教育行政- 36 -2 多様な主体との連携と協働- 36 -3 教育投資の充実- 36 -4 計画の進行管理- 37 - | 基本事業 5. 教育環境の整備 | | 16 | _ |
| 基本事業 1. 主体的な学習の推進 - 21 - 基本事業 2. 生涯学習施設の利用促進 - 22 - 基本事業 3. 文化財の保護・活用 - 24 - 基本事業 4. 芸術文化活動の充実 - 25 - 基本事業 5. 青少年の育成 - 26 - 【施策 3】スポーツの振興 - 27 - 基本事業 1. スポーツ活動の充実 - 28 - 基本事業 2. 体育関係団体・指導者の育成 - 29 - 基本事業 3. 体育施設の利用促進 - 30 - 【施策 4】子育ての支援 - 31 - 基本事業 1. 幼保機能の充実 - 32 - 基本事業 2. 子どもの人権の尊重 - 34 - 基本事業 3. 学童保育の充実 - 35 - 第 4 章 計画の推進にあたって - 36 - 1 これからの教育行政 - 36 - 2 多様な主体との連携と協働 - 36 - 3 教育投資の充実 - 36 - 4 計画の進行管理 - 37 - | 基本事業 6. 地域と学校の協力体制の推進 | | 18 | _ |
| 基本事業 1. 主体的な学習の推進 - 21 - 基本事業 2. 生涯学習施設の利用促進 - 22 - 基本事業 3. 文化財の保護・活用 - 24 - 基本事業 4. 芸術文化活動の充実 - 25 - 基本事業 5. 青少年の育成 - 26 - 【施策 3】スポーツの振興 - 27 - 基本事業 1. スポーツ活動の充実 - 28 - 基本事業 2. 体育関係団体・指導者の育成 - 29 - 基本事業 3. 体育施設の利用促進 - 30 - 【施策 4】子育ての支援 - 31 - 基本事業 1. 幼保機能の充実 - 32 - 基本事業 2. 子どもの人権の尊重 - 34 - 基本事業 3. 学童保育の充実 - 35 - 第 4 章 計画の推進にあたって - 36 - 1 これからの教育行政 - 36 - 2 多様な主体との連携と協働 - 36 - 3 教育投資の充実 - 36 - 4 計画の進行管理 - 37 - | 【施策 2 】生涯学習の推進 | | 20 | _ |
| 基本事業 3. 文化財の保護・活用 | | | | |
| 基本事業 4. 芸術文化活動の充実 - 25 - 基本事業 5. 青少年の育成 - 26 - 【施策 3】スポーツの振興 - 27 - 基本事業 1. スポーツ活動の充実 - 28 - 基本事業 2. 体育関係団体・指導者の育成 - 29 - 基本事業 3. 体育施設の利用促進 - 30 - 【施策 4】子育ての支援 - 31 - 基本事業 1. 幼保機能の充実 - 32 - 基本事業 2. 子どもの人権の尊重 - 34 - 基本事業 3. 学童保育の充実 - 35 - 第 4 章 計画の推進にあたって - 36 - 1 これからの教育行政 - 36 - 2 多様な主体との連携と協働 - 36 - 3 教育投資の充実 - 36 - 4 計画の進行管理 - 37 - | 基本事業 2. 生涯学習施設の利用促進 | | 22 | _ |
| 基本事業 4. 芸術文化活動の充実 - 25 - 基本事業 5. 青少年の育成 - 26 - 【施策 3】スポーツの振興 - 27 - 基本事業 1. スポーツ活動の充実 - 28 - 基本事業 2. 体育関係団体・指導者の育成 - 29 - 基本事業 3. 体育施設の利用促進 - 30 - 【施策 4】子育ての支援 - 31 - 基本事業 1. 幼保機能の充実 - 32 - 基本事業 2. 子どもの人権の尊重 - 34 - 基本事業 3. 学童保育の充実 - 35 - 第 4 章 計画の推進にあたって - 36 - 1 これからの教育行政 - 36 - 2 多様な主体との連携と協働 - 36 - 3 教育投資の充実 - 36 - 4 計画の進行管理 - 37 - | 基本事業 3. 文化財の保護・活用 | | 24 | _ |
| 基本事業 5. 青少年の育成 - 26 - 26 - 26 - 26 - 26 - 26 - 26 - 26 | | | | |
| 【施策 3】スポーツの振興- 27 -基本事業 1. スポーツ活動の充実- 28 -基本事業 2. 体育関係団体・指導者の育成- 29 -基本事業 3. 体育施設の利用促進- 30 -【施策 4】子育ての支援- 31 -基本事業 1. 幼保機能の充実- 32 -基本事業 2. 子どもの人権の尊重- 34 -基本事業 3. 学童保育の充実- 35 -第 4 章 計画の推進にあたって- 36 -1 これからの教育行政- 36 -2 多様な主体との連携と協働- 36 -3 教育投資の充実- 36 -4 計画の進行管理- 37 - | | | | |
| 基本事業 1. スポーツ活動の充実 - 28 - 基本事業 2. 体育関係団体・指導者の育成 - 29 - 基本事業 3. 体育施設の利用促進 - 30 - 【施策 4】子育ての支援 - 31 - 基本事業 1. 幼保機能の充実 - 32 - 基本事業 2. 子どもの人権の尊重 - 34 - 基本事業 3. 学童保育の充実 - 35 - 第 4 章 計画の推進にあたって - 36 - 1 これからの教育行政 - 36 - 2 多様な主体との連携と協働 - 36 - 3 教育投資の充実 - 36 - 4 計画の進行管理 - 37 - | | | | |
| 基本事業 2. 体育関係団体・指導者の育成 - 29 - 基本事業 3. 体育施設の利用促進 - 30 - 【施策 4 】子育ての支援 - 31 - 基本事業 1. 幼保機能の充実 - 32 - 基本事業 2. 子どもの人権の尊重 - 34 - 基本事業 3. 学童保育の充実 - 35 - 第4章 計画の推進にあたって - 36 - 1 これからの教育行政 - 36 - 2 多様な主体との連携と協働 - 36 - 3 教育投資の充実 - 36 - 4 計画の進行管理 - 37 - | | | | |
| 基本事業 3. 体育施設の利用促進 - 30 - 31 - 31 - 32 - 32 - 32 - 32 - 32 - 32 | | | | |
| 【施策4】子育ての支援- 31 -基本事業 1. 幼保機能の充実- 32 -基本事業 2. 子どもの人権の尊重- 34 -基本事業 3. 学童保育の充実- 35 -第4章 計画の推進にあたって- 36 -1 これからの教育行政- 36 -2 多様な主体との連携と協働- 36 -3 教育投資の充実- 36 -4 計画の進行管理- 37 - | | | | |
| 基本事業 1. 幼保機能の充実- 32 -基本事業 2. 子どもの人権の尊重- 34 -基本事業 3. 学童保育の充実- 35 -第 4 章 計画の推進にあたって- 36 -1 これからの教育行政- 36 -2 多様な主体との連携と協働- 36 -3 教育投資の充実- 36 -4 計画の進行管理- 37 - | | | | |
| 基本事業 2. 子どもの人権の尊重 - 34 - 基本事業 3. 学童保育の充実 - 35 - 第 4 章 計画の推進にあたって - 36 - 1 これからの教育行政 - 36 - 2 多様な主体との連携と協働 - 36 - 3 教育投資の充実 - 36 - 4 計画の進行管理 - 37 - | | | | |
| 基本事業 3. 学童保育の充実- 35 -第 4 章 計画の推進にあたって- 36 -1 これからの教育行政- 36 -2 多様な主体との連携と協働- 36 -3 教育投資の充実- 36 -4 計画の進行管理- 37 - | | | | |
| 第4章 計画の推進にあたって- 36 -1 これからの教育行政- 36 -2 多様な主体との連携と協働- 36 -3 教育投資の充実- 36 -4 計画の進行管理- 37 - | | | | |
| 1 これからの教育行政 - 36 - 2 多様な主体との連携と協働 - 36 - 3 教育投資の充実 - 36 - 4 計画の進行管理 - 37 - | 基本事業 3. 学童保育の充実 | | 35 | - |
| 2 多様な主体との連携と協働 - 36 - 3 教育投資の充実 - 36 - 4 計画の進行管理 - 37 - | 第4章 計画の推進にあたって | – | 36 | _ |
| 3 教育投資の充実 - 36 - 4 計画の進行管理 - 37 - | 1 これからの教育行政 | | 36 | _ |
| 4 計画の進行管理 37 - | | | | |
| | | | | |
| | 4 計画の進行管理 | | 37 | _ |
| 山武市教育振興其太計画/宇施計画編> | 山武市教育塩爾其太計画/宝施計画編> | | ппп | п |

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本市では、平成 23 年4月に将来を見据えた教育理念のもと、山武市教育の普遍的な羅針盤として将来を指し示す第1期山武市教育振興基本計画(以下「第1期計画」という。)を策定しました。この計画では、幼少期から人としての生き方や夢について考えることにより、自らの人生を充実したものとし、公共の精神を自覚すること、また、社会に自立的に参画し、相互に支え合いながら、社会の一員として社会づくりや地域づくりに貢献できる、温かで逞しい力を養うことを山武市教育の基本と考え、これらを実現する重点的な施策を盛り込み、取り組んでまいりました。

この間、本市においては、まちづくりの指針である第2次山武市総合計画も策定されました。そこで、第1期計画策定後10年が経過し、本市を取り巻く環境の変化を踏まえ、第1期計画の成果を継承しつつ、これからの6年間で重点的に取り組む施策・取組を示した、第2期山武市教育振興基本計画を策定することとしました。

2 計画の性格

この計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に規定される「地方公共団体が策定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定するものです。

さらに、市の政策の基本的な方向性を総合的・体系的にまとめた、市政全般に関する最上位の総合的な計画「山武市総合計画」の下での教育に係る個別計画としての性格を有するものです。

また、山武市総合計画で用いている「成果指標によるめざす姿の見える化」の考え方を 本計画にも取り入れます。併せて、教育点検評価においても、成果指標によるわかりやす い進捗管理をめざします。

【山武市教育振興基本計画の位置づけ】

| | 政策1 暮らしを支える快適なまちづくり |
|--------|--------------------------------------|
| 第 3 | 政策 2 住みやすい環境と安全なまちづくり |
| 3次山武市 | 政策 3 にぎわい豊かな暮らしを創出する まちづくり |
| 市総合計 | 政策 4 だれもが生きがいを持って安心して 暮らせるまちづくり |
| 計画 | 政策 5 生涯を通じて人と人とがふれあい 共に学びあえるまちづくり |
| | 政策 6 市民と行政が協働してつくる まちづくり |



| 第 2 期 | 施策 1 | 学校教育の充実 |
|-------------|------|---------|
| 山武市教 | 施策 2 | 生涯学習の推進 |
| 育振興基 | 施策 3 | スポーツの振興 |
| 本計画 | 施策4 | 子育ての支援 |

3 計画の構成

本計画は、本市の教育に関する中期的指針を示すものです。その中期的指針を実現するための手段として、各種事務事業を展開します。

第2期計画を実現するための手段である事務事業は、PDCA (PLAN=計画、DO = 実行、CHECK=評価、ACT=改善)のマネジメントサイクルに基づき、毎年度見直しを行います(山武市が取り組んでいる行政評価システムに準拠します)。その主たる事業をまとめた「山武市教育振興基本計画<実施計画編>」を別に作成します。

山武市教育振興基本計画 <本編>

- ◇教育の目指す姿
- ◇施策体系と取組方向性
- ◇計画の推進にあたって



山武市教育振興基本計画 <実施計画編>

◇具体的な事務事業や取組(目的、手段、指標、事業費)

4 計画の期間

本計画は、令和3年度(2021年度)から令和8年度(2026年度)までの6年間とします。 なお、総合計画と連携した計画と位置付けており、第3次総合計画の計画期間(2023~2026年度)に合わせ、令和5年度(2023年度)に一部改定を行いました。

また、国及び県の計画改定、社会情勢の変化や事業の進捗状況等を勘案し、必要に応じて見直しを図ります。

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度以降 |
|--------------------|----------------------|--------|--------|----------|------------------------------|--------|--------------|
| | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 | 2025年度 | 2026年度 | 2027年度 |
| 総合計画 | 第2総合計 | | | 第 総合計 | 3次 画期間 | | 次期 総合計画期間 |
| 山武市教育振興基本計画 〈本編〉 | 第2期山武市教育振興基本計画 | | | | 第3期山武市教育振興基本計画 | | |
| 山武市教育振興基本計画 〈実施計画〉 | 必要に応じて、毎年見直し(事業の加除等) | | | | 必要に応じて、毎 年見直し(事業 の加除等) | | |

第2章 山武市教育の目指す姿

1 山武市教育をめぐる現状と課題

高度情報化の進展や経済社会のグローバル化などは、私たちの将来に多くの夢や可能性を期待させます。その反面、急速な少子高齢化の進行や地球温暖化を始めとする環境問題、新型コロナウイルス感染症対策など、未だ経験したことのないような課題が様々に発生し、将来を長期的に展望することがきわめて難しい状況となっています。

こうした不確実性の社会において、なによりも大切でしっかりとしていなければならないものは教育です。教育の振興のもとに、一個人の人間としてしっかり生き抜くことができる人格の形成と、未来を切り拓き社会を形成し発展させる能力や態度の育成が必要です。そのためには幼少期から青年期にかけて、他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康や体力」、自ら学び自ら考える力等の「確かな学力」などの「生きる力」を培うことが求められます。

こうした中、青年期から老年期にかけては、人生に喜びを見出し、人生を楽しむことができるよう、いつでもどこでも気軽に学習、郷土の歴史、文化やスポーツに親しめるような環境づくりが必要となっています。このようなライフステージを通じて学びの場が提供できるように様々な教育環境を整えることが課題として挙げられます。

学校教育においては、GIGAスクール構想に基づくICT環境の整備が加速度的に進行し、効果的な活用や更なる教育の充実を図る必要が生じています。

また、施設面では、令和2年11月に策定した「山武市教育委員会が所管する社会教育施設等のあり方について」の方向性に基づき施設の維持・統合・廃止・拡充・連携等について多角的視点から検討し、山武市が誇る魅力あふれる社会教育の発信拠点施設となるよう推進していく必要があります。

今後更に、教育を支える学校、家庭、地域、行政、企業など社会の構成員の連携協力が 求められます。それぞれが、それぞれの立場で、個性を活かしながらその役割、強みを自 認し、本市の教育の推進のため、しっかり手を携えていく必要があります。

2 教育理念

学びの感動と、人を思いやる心を育み 未来をたくましく切り拓く自立した人づくり

3 基本方針

方針1 "幼少期から少年期まで切れ目のない一貫した人づくり"

幼少期から少年期までの教育を重視し、学力・体力の向上と共に、生きる力の基礎づく りから、幼少期から確かな学力の向上と活きた学力を身につけるため、教科の特性を踏ま えた児童・生徒に応じた授業が受けられるようにします。

健やかな体の育成や豊かな心を育み、心身共に健康で、自ら律しつつ相手を思いやる心を持つ児童・生徒を育成します。

さらに、安全・安心な教育環境を整備し、教育の質の向上を図ります。

方針2 "未来をたくましく切り拓く自立した人づくり"

全ての子どもが社会で自立して生きていけるよう、知・徳・体の調和のとれた人間性を 養い、夢をもち生きる力を発揮して未来をたくましく切り拓く人づくりを目指します。

また、個人一人の個性を大切にし、人権を侵害する虐待、暴力、差別及び偏見をなくすため、人権教育・人権啓発・いじめ防止対策に力を注ぎ、人権が尊重され人権を侵害しない教育を進めます。

方針3 "郷土愛を育み、地域を支える人づくり"

「地域づくりは人づくり」と考え、地域と学校の協力体制を推進し、地域人材を活用した学校と地域の協働により子ども達を育むことで、学校・家庭・地域が連携した地域を支える人づくりを目指します。

また、住み慣れた地域で自主的に社会活動に参加し、人と人との絆を大切にし、互いに支え合うことで、地域に誇りを抱く郷土愛を育みます。

方針4 "情報化・グローバル社会で活躍できる人づくり"

子ども達が ICT を取り入れた教育環境の中で学び社会で活躍できるように、ICT 化の進展に合わせた充実を図り、情報教育を推進します。

また、社会の急速なグローバル化の進展の中で、自国文化の理解とともに、異文化理解力・英語等の語学力・コミュニケーション能力の向上を図り、創造性、協働性、チャレンジ精神、リーダーシップを身に付けた、グローバル社会で活躍できる国際人の育成に努めます。

方針5 "芸術・文化・スポーツ活動を通じた心身共に豊かな人づくり"

市民が芸術文化に親しみ心豊かな潤いのある生活を送ることができるように、芸術文化の鑑賞・活動・発表等の機会を増やし、より多くの市民がスポーツに親しむことができるようにします。

自主的な学習を推進するため、多くの市民に利用される生涯学習施設の利用促進を図り、 自主的・創造的な学習意欲を高め、主体的な学習活動が活発化するように努めます。

教育理念

●教育理念を推進する方針(5)

●施策(4)及び基本事業(17)

未来をたくましく切り拓く自立した人づくり学びの感動と、人を思いやる心を育み

1 幼少期から少年期まで切れ目のない一貫した人づくり

2 未来をたくましく切り拓く自立した人づくり

3 郷土愛を育み、地域を支える 人づくり

4 情報化・グローバル社会で活躍できる人づくり

5 芸術・文化・スポーツ活動を 通じた心身共に豊かな人づくり

■学校教育の充実

- 1.「確かな学力」の向上と「活きた学力」の推進
- 2. 「健やかな体」の育成
- 3. 「豊かな心」を育む
- 4. ICT 教育の実践
- 5. 教育環境の整備
- 6. 地域と学校の協力体制の 推進

■生涯学習の推進

- 1. 主体的な学習の推進
- 2. 生涯学習施設の利用促進
- 3. 文化財の保護・活用
- 4. 芸術文化活動の充実
- 5. 青少年の育成

■スポーツの振興

- 1. スポーツ活動の充実
- 2. 体育関係団体・指導者の 育成
- 3. 体育施設の利用促進

■子育ての支援

- 1. 幼保機能の充実
- 2. 子どもの人権の尊重
- 3. 学童保育の充実

第3章 施策体系と取組方向性

山武市教育振興基本計画 施策体系一覧

山武市教育振興基本計画は、第3次山武市総合計画の4施策から構成します。なお、子育て支援の施策については、教育委員会が所管する分野のみを抜粋しています。

| 施第 | 施策名 基本事業名 | | 第3次 山武市総合計画 での位置づけ | |
|----|-----------------------|---|--------------------------|--------------------|
| | | 1 | 「確かな学力」の向上と「活きた学力」の推進 | |
| | | 2 | 「健やかな体」の育成 | |
| 1 | 学校教育の | 3 | 「豊かな心」を育む | │ │ 政策 05-施策 01 |
| 1 | 充実 | 4 | ICT 教育の実践 | 政衆 05-池泉 01 |
| | | 5 | 教育環境の整備 | |
| | | 6 | 地域と学校の協力体制の推進 | |
| | 2 生涯学習の 推進 3 4 5 | | 主体的な学習の推進 | |
| | | | 生涯学習施設の利用促進 | |
| 2 | | | 文化財の保護・活用 | 政策 05-施策 02 |
| | | | 芸術文化活動の充実 | |
| | | | 青少年の育成 | |
| | | 1 | スポーツ活動の充実 | |
| 3 | 3 スポーツの振興 3 | | 体育関係団体・指導者の育成 | 政策 05-施策 03 |
| | | | 体育施設の利用促進 | |
| | 1 | | 幼保機能の充実 | |
| 4 | 子育ての 支援 | 2 | 子どもの人権の尊重 | 政策 04-施策 04 |
| | 又1友 | | 学童保育の充実 | |

[※] 施策及び基本事業の成果指標「現状値」は令和3年度、「めざそう値」は令和8年度の値です。

【施策1】学校教育の充実

口が施策のめざす姿

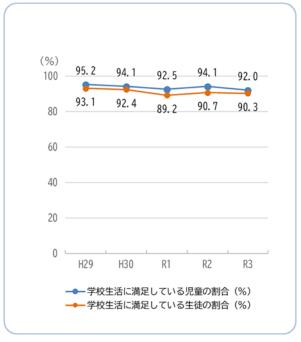
学校生活に満足している児童・生徒が増加します。

口施策の成果指標

| 指標名 | 現状値 (令和 3 年度) | 令和8年度 めざそう値 | 成果指標の方向性 |
|----------------------|------------------|----------------|----------------------------------|
| 学校生活に満足している 児童の割合 | 92.0% | 95.0% | 児童・生徒の学校生活に対する ニーズに応じた、きめ細かな指 |
| 学校生活に満足している 生徒の割合 | 90.3% | 95.0% | 導を行うことで満足度の維持向 上を目指します。 |

□ 施策の基本方針(環境変化と課題)

- 児童・生徒数は今後も減少が見込まれます。 「山武市立小中学校の規模適正化・適正配 置基本計画」に基づき、小学校の複式学級 及び中学校の単学級の解消を図ります。
- 近年の教育課題として、経済格差から子どもの学ぶ意欲や学力の低下、規範意識や倫理観の欠如等、社会を構成する一員としての責任の自覚や正義感の乏しさ等が懸念されています。
- 確かな学力の向上を図るため、個に応じた 少人数指導の充実による指導方法の工夫改 善に取り組みます。
- 児童・生徒一人ひとりのニーズに対応する ために、支援員の配置等の人的支援を含め た具体的な対応策を講じます。
- 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、授業においてICT機器の有効活用に取り組みます。
- 社会全体で子どもたちを守り育むため、学校・家庭・地域が協働できる体制づくりを推進 します。



口。基本事業と取組方向性

基本事業1.「確かな学力」の向上と「活きた学力」の推進

<目指す姿>

学年相応の学力が定着しています。

<成果指標>

| 指標名称 | 現状値 (令和3年度) | 令和8年度 めざそう値 | 成果指標の方向性 | |
|-----------------------------------|----------------|----------------|---|--|
| 学力の定着が見られる児童の割合 | 62.0% | 63.0% | 少人数指導の充実など指導方 | |
| 学力の定着が見られる生徒の割合 | 55.3% | 56.3% | 法の工夫改善により、学力の向 上を目指します。 | |
| 中学校卒業時に英語検定 3 級以 上を取得している生徒の割合 | 46.4% | 50.0% | 各中学校での英語検定対策を 通じて、中学3年生の3級以 上の取得を目指します。 | |

<現状と課題>

- ○こども園・幼稚園と小学校とのなめらかな接続を図るため、幼保小職員が連携した情報 交換会や相互の授業参観を実施しています。また、小学校のスタートカリキュラムの内 容を踏まえ、こども園・幼稚園では、入学時からの小学校生活が円滑に行われるよう、 5歳児後半期の活動として、アプローチカリキュラムを作成し、実践しています。
- ○教員の世代交代が進み、昨今は、経験豊富な教員が大量に退職しています。
- ○全国学力学習状況調査の結果では、学力が全国及び県平均を下回っています。
- ○学力の向上を図るために、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得できるように、少人数指導講師の増員を図るなど、子ども一人ひとりにきめ細かく指導できる体制づくりを進める必要があります。
- ○若手教員が中堅・ベテラン教員から指導ノウハウを継承できる校内での授業研究などの 充実が必要です。
- ○学校支援センターと連携し、学力向上に特化した「ティーム・ティーチング」及び「若年層教員の指導力向上につながる支援」を推進する必要があります。
- ○学力と学習意欲の向上を図るために、児童生徒の実態を把握し、言語活動を取り入れた 指導方法の工夫・改善を図るなど教員の指導力向上等の研修を充実させる必要があります。
- ○学力向上推進校での実践研究の成果を市内各学校へ発信し、研究成果を広めていく必要 があります。
- ○支援が必要な園児、児童生徒が増加傾向にあります。個別の支援計画を作成・活用し、 幼保・小・中が連携した支援を行っていくとともに、各園・学校の実態等に沿った人材を 確保する必要があります。

<取組方向性>

方向性① [確かな学力を身に付ける学習指導の推進] ~子ども教育課、子育て支援課~

- ア) 小中学校における学習指導の改善を支援します。
- イ) 幼保・小、小・中の連携を推進します。
- ウ) 立腰教育※1を推進します。
 - ※1 **立腰教育**:教育学者である森信三が提唱した教育。腰の構えを作ることによって、体を強く するばかりではなく、学びの質を高め、心を育てることにも繋がるというもの。

方向性② [個に応じたきめ細やかな学習指導の推進] ~子ども教育課~

ア)子どもの実態を把握した指導の充実を図ります。

方向性③ [新しい教育課題への対応] ~子ども教育課~

- ア) 福祉教育を推進します。
- イ)環境教育を推進します。
- ウ) 感染症拡大防止対策における「学校の新しい様式」づくりを推進します。

方向性④ [国際教育の推進] ~子ども教育課~

ア) 異文化理解やコミュニケーション能力の育成など、国際教育、外国語(英語)教育 の充実を図ります。

方向性⑤ [特別支援教育の充実] ~子ども教育課~

- ア) 就学相談の充実を図ります。
- イ) 「通級指導教室」による指導の充実を図ります。
- ウ)特別な支援が必要な児童生徒への支援を充実します。
- エ) 教職員や支援員対象の研修を充実します。

方向性⑥ [教職員等の資質能力の向上・校務の効率化] ~子ども教育課~

- ア) 千葉県標準学力検査や全国学力学習状況調査の現状を把握・認識し、児童生徒の学力向上のため、職能・分野別の研修の充実を図ります。
- イ) 適正な人事評価を推進します。
- ウ) 校務支援システムを効果的に活用します。

口。基本事業と取組方向性

基本事業 2. 「健やかな体」の育成

<目指す姿>

健康な体がつくられます。

<成果指標>

| 指標名称 | 現状値 (令和3年度) | 令和8年度 めざそう値 | 成果指標の方向性 |
|--------------------|----------------|----------------|---|
| 生活習慣の改善に努めた生徒の割合 | 15.9% | 30.0% | 健康診断で要指導等と判定された生徒に対し、改善を促すことで、健康な体づくりの向上を目指します。 |
| 朝食を毎日食べている児童・生徒の割合 | 81.1% | 85.0% | 食育の推進に努め、家庭と連 携し、朝食の摂取率の向上を 目指します。 |

<現状と課題>

- ○子どものソーシャルスキルの育成には身体活動とスポーツが有効であるなど、健康や体力は「生きる力」の基本であり、子どもたちに「健やかな体」を育むことが大切です。
- ○体力の低下や肥満の問題があります。特に中学校においては、運動する子としない子の 差が拡大しています。
- ○「朝食を毎日食べている児童・生徒の割合」は、平成30年度と比べ、令和元年度は、全国・県においては上昇していますが、本市においては低下しています。
- ○生涯を通してスポーツに親しむための土台づくりである学校体育の更なる充実が求められます。
- ○学校における食育の指導体制と指導内容の充実、学校給食を通じた食育の充実が必要です。
- ○子どもたちが生涯にわたり心も体も健康な生活をおくることができるよう保護者とも連携を取りながら生活習慣の見直しを図っていくことが求められます。

<取組方向性>

方向性① [体力づくりの推進] ~子ども教育課~

- ア) 体力向上推進校の指定により指導法の改善を図ります。
- イ) 市小学校体育行事(陸上・球技)を共催します。
- ウ) 体力・運動能力調査を活用します。(実態把握、学校支援)

方向性② [望ましい生活習慣づくりの推進] ~子ども教育課~

- ア) 生活習慣病予防対策を推進します。
- イ) 歯科衛生を推進します。

方向性③ [食に関する指導の推進] ~子ども教育課、給食センター~

- ア) 学校教育全体を通じた食育を推進します。
- イ) 栄養教職員による指導を推進します。
- ウ) 地産地消食材(地元食材)を使用した給食を推進します。

方向性④ [部活動支援] ~子ども教育課~

- ア) 大会への選手派遣を支援します。
- イ) 学校ボランティア (外部コーチ等)の活動を支援します。

方向性⑤ [学校と家庭の連携による健康な体の育成] ~子ども教育課~

- ア) 学校広報紙を活用します。
- イ) PTA の集会等を積極的に活用します。

基本事業 3. 「豊かな心」を育む

<目指す姿>

自ら律しつつ、相手を思いやる心を持ち、豊かな人間性と社会性が育まれています。

<成果指標>

| 指標名称 | 現状値 (令和3年度) | 令和8年度 めざそう値 | 成果指標の方向性 | |
|--------------------|----------------|----------------|---|--|
| 不登校児童の割合 | 1.38% | 1.38% | 魅力ある学校づくりに努め不登 校児童・生徒の出現率の減少 | |
| 不登校生徒の割合 | 4.32% | 4.32% | 校児皇・主使の古現 率 の減少 を目指します。 | |
| 道徳性、規律性がある児童・生徒の割合 | 92.3% | 97.0% | 道徳教育の充実を図り、道徳 性・規律性の意識の向上を目 指します。 | |

<現状と課題>

- ○教育委員会では、「山武市いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめはどの子ども、どの 学校にも起こり得るものである。」という認識をもち、また、「人間として絶対に許され ない卑怯な行為である。」ということを自覚し、危機意識をもっていじめの防止と対策に 取り組んでいます。
- ○山武市の不登校児童生徒数及び長期欠席児童生徒数は増加傾向にあり、出現率については 県全体の出現率を上回っています。
- ○子どもの健やかな成長のためには、豊かな心を育むことが不可欠であり、豊かな情操規範 意識、自己肯定感・自己有用感等を育成するための教育を推進することが必要です。
- ○いじめの早期発見・早期対応のための組織的な対応、教育相談体制の充実、外部機関との 連携強化が必要です。
- ○いじめや不登校など支援を必要とする児童生徒に対し、心の教室相談員、スクールカウン セラーやソーシャルワーカーを活用した教育相談活動の更なる充実が必要です。

<取組方向性>

方向性① 「実のある体験活動の推進】 ~子ども教育課・子育て支援課~

ア) 市内全こども園・幼稚園・小中学校の地域人材の活用を支援します。

方向性② [感謝の気持ち・郷土愛の育成] ~子ども教育課~

- ア) 道徳教育の充実を図り、国や郷土を愛するとともに規範意識を涵養(かんよう)します。
- イ) 市内全こども園・幼稚園・小中学校であいさつ運動を推進します。
- ウ) 立腰教育を推進します。 (再掲)
- エ)人権教育を関係課と連携して推進します。
- オ) 社会科副読本「わたしたちの山武市」で、地域の歴史と偉人について学びます。

方向性③ [未来への夢や希望を持ち、前向きに生きる意欲の育成] ~子ども教育課~

- ア) 地域と連携したキャリア教育を推進します。
- イ) 音楽表現や鑑賞を通して豊かな情操を養います。
- ウ) 学校図書館の整備・活用を図ります。
- エ) 市共通ダンスの普及を図ります。

方向性④ [不登校等の生徒指導上の課題への対応・いじめ防止対策・児童虐待防止対策] ~子ども教育課~

- ア)教育相談活動の充実を図ります。
- イ) 生徒指導の充実を図ります。
- ウ)情報モラル教育の充実を図ります。
- エ)人権教育を関係課と連携して推進します。 (再掲)

方向性⑤ [学校と家庭・地域との連携を図る啓発活動] ~子ども教育課~

- ア) 学校情報を積極的に発信します。
- イ) PTA の集会等を積極的に活用します。 (再掲)

基本事業 4. ICT 教育の実践

<目指す姿>

ICT 教育の実践や情報化に取り組むことで、教育の質が向上します。

<成果指標>

| 指標名称 | 現状値 (令和3年度) | 令和8年度 めざそう値 | 成果指標の方向性 |
|---|----------------|----------------|--|
| ICT 機器端末(タブレット等)が授業で有効に活用されていると思う児童(高学年)の割合 | 69.0% | 80.0% | 授業への ICT 機器の有効活用 に取り組み「主体的・対話的で |
| ICT 機器端末(タブレット等)が授業で有効に活用されていると思う生徒の割合 | 61.2% | 72.0% | 深い学び」の実現を目指します。 |
| 授業に ICT 機器を積極的に活用した教職員の割合 | 64.0% | 74.0% | ICT 支援員による研修実施な ど、各学校での取組を継続する ことで、成果向上を目指します。 |

<現状と課題>

- ○急速な情報化の進展により、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化し、児童生徒の情報活用能力育成の必要性がますます高まっています。
- ○令和2年度にすべての児童・生徒一人一台の情報端末の整備、学習支援ソフトの導入を 行うとともに高速通信ネットワーク環境などを整備しました。
- ○校務支援システムを導入し、教職員の業務負担軽減を図っています。
- ○児童生徒の情報活用能力の育成やコンピュータや情報通信ネットワーク、オンライン授業などの情報手段を適切に活用した学習活動の充実を図る必要があります。
- ○整備した情報端末やソフトを活用することができるよう教員のスキルアップが求められています。

<取組方向性>

方向性① [教育の情報化への対応] ~子ども教育課~

- ア) ICT 機器の活用を推進します。
- イ) 1人1台端末を積極的かつ効果的な活用を推進します。

方向性② [教職員等の情報活用能力の向上] ~子ども教育課~

- ア) ICT機器を積極的に授業に活用します。
- イ) 校務支援システムを効果的に活用します。

口。基本事業と取組方向性

基本事業 5. 教育環境の整備

<目指す姿>

豊かな学校生活を送るための安全・安心な教育環境・施設になっています。

<成果指標>

| 指標名称 | 現状値 (令和3年度) | 令和8年度 めざそう値 | 成果指標の方向性 |
|-----------------------------|-------------|----------------|---|
| 学校施設の不具合による学校生活 支障件数 | 0 件 | 0 件 | 早期に施設等の不具合に修繕 等を行うことで、学校生活の支 障件数0件を目指します。 |
| 安全な給食を確実に提供できなかった件数 | 0 件 | 0 件 | 早期に施設等の不具合に修繕 等を行うことで、安全な給食を 確実に提供することを目指しま す。 |
| 複式学級(小学校)及び単学級 (中学校)の出現数 | 1 校 | 0 校 | 児童・生徒の減少に対応した教育環境の整備を推進することにより、成果の向上を目指します。 |

<現状と課題>

- ○教育委員会では、平成 18 年度から校舎等の建物の耐震化工事を行い、すべての学校が耐 震補強された建物となっています。
- ○平成 28 年度から普通教室にエアコンを設置するなど安全で快適な学校施設となるよう整備を進めてきました。
- ○小中学校トイレの床を湿式から乾式に、便器を洋式に改修しています。
- ○市内小中学校の児童生徒数・学級数は年々減少し、多くの小中学校では「学校の小規模化」が進み、教育活動や学校運営等に影響を及ぼすことが懸念されています。
- ○平成31年4月、山武市立松尾小学校(松尾小学校と豊岡小学校の統合校)及び山武市立 山武中学校(山武中学校と山武南中学校の統合校)が開校しました。
- ○令和3年4月、日向小学校と山武西小学校が統合し新日向小学校が開校しました。
- ○令和4年4月、蓮沼中学校と松尾中学校が統合し山武望洋中学校が開校しました。
- ○適正な教育環境を維持するため、緊急性等を考慮しながら順次整備する必要があります。
- 〇山武市立小中学校の規模適正化・適正配置基本計画(後期計画:令和8年度以降)の策 定方針の検討が必要となります。

<取組方向性>

方向性① [快適な教育環境への改修・整備] ~施設整備課~

ア) 教育環境の向上に係る工事等を実施します。

方向性② [安全で安心な学校環境づくり] ~子ども教育課~

- ア) 安全確保に関する取組を推進します。
- イ) 家庭・地域と連携した取組を推進します。

ウ) 安全な通学路の整備に関する取組を推進します。

方向性③ [防災体制の強化] ~教育総務課~

ア) 震災及び台風等の被害教訓を踏まえ、防災体制を強化します。

方向性④ [学校の統廃合] ~教育総務課~

ア) 新たな学校へ円滑に移行できるよう、開校に向けて準備を進めます。

基本事業 6. 地域と学校の協力体制の推進

<目指す姿>

地域の人材力を活用し、学校と地域の協働で子どもたちを育みます。

<成果指標>

| 指標名称 | 現状値 (令和3年度) | 令和8年度 めざそう値 | 成果指標の方向性 |
|----------------|-------------|----------------|--|
| 学校教育活動に協力した市民数 | 153人 | 153人 | 教育活動の充実を図るために、 地域ボランティアとの協力体制の 推進を目指します。 |
| 学校支援活動に協力した市民数 | 229人 | 229 人 | 通学路の安全管理等を目的 に、地域ボランティアとの協力体 制の推進を目指します。 |

<現状と課題>

- ○学校の信頼づくりの一環として、学校評価や学校評議員制度、コミュニティ・スクール 制度を活用して保護者や地域の声を取り入れています。
- ○地域の住民が持つ知識や技術、経験を生かした体験学習の場の提供を行っています。
- ○学校関係者評価及び外部評価をもとに、学校が保護者や地域住民の信頼にこたえられるように、より一層の連携を深めることが必要です。
- ○すべての学校でコミュニティ・スクールの導入を促進し、学校運営に家庭・地域も積極 的に参画できる仕組みを構築することが必要です。
- ○支援ボランティアや運営の中心となるコーディネーター等、地域教育活動を担う人材の 確保が必要です。
- ○放課後子ども教室開催校が、円滑に事業ができるよう環境整備を行う必要があります。 また、放課後子ども教室開催校拡充を図るため、未設置校に対する相談等の支援が必要 です。

<取組方向性>

方向性① [特色ある学校づくりの推進] ~子ども教育課~

ア)コミュニティ・スクール制度を活用するなどし、学校経営の充実と改善を図ります。

方向性② [家庭・地域との連携の促進] ~子ども教育課~

- ア) 家庭や地域の意見等を学校経営に積極的に取り入れます。
- イ) 要望等に対して適切に対処します。

方向性③[開かれた学校づくりの推進] ~子ども教育課~

ア)情報を積極的に発信します。

方向性④ [家庭教育力の向上] ~子ども教育課~

- ア) 家庭教育事業への参加促進を図ることで、家庭の教育機能の回復と向上に努めます。
- イ)子育てに関する相談事業の充実を図り、家庭教育の支援に努めます。

方向性⑤ [教育の機会均等の支援] ~教育総務課~

ア)教育の機会均等を図るため、大学生への経済的支援を推進します。

方向性⑥ [地域人材活用教育支援プラットフォーム] ~子ども教育課~

ア) 教育の基盤整備を図るため、学校支援センター事業を推進します。

方向性② [地域教育力の向上] ~子ども教育課 生涯学習課~

ア) 地域の人々の協力を得て「生きる力」を育む体験学習等の支援と拡充に努めます。

【施策2】生涯学習の推進

□ 施策のめざす姿

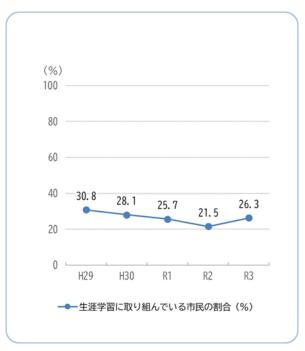
生涯学習の環境が整い、学習の機会が増加することで、市民の学習への取組が活発化し、自己実現が図られます。

口・施策の成果指標

| 指標名 | 現状値 (令和3年度) | 令和8年度 めざそう値 | 成果指標の方向性 |
|-------------------|-------------|----------------|--|
| 生涯学習に取り組んでいる市民の割合 | 26.9% | 33.0% | 施設の環境整備や様々な講座等 の開設を行い、生涯学習に取り 組む市民の増加を目指します。 |

□ 施策の基本方針(環境変化と課題)

- 生涯学習の推進については、学習施設の環境整備や世代に沿った自主事業及び講座等のニーズを取り入れ、市民の学習意欲の向上を図ります。
- 施設利用者の高齢化・固定化が進むなか、 市民誰もが参加しやすい学習及び文化事業 を推進します。また、各施設については、 公共施設等総合管理計画に基づき、老朽化 等に対する適正配置や維持管理を行います。
- 市内には国が指定する 2 件の文化財のほか、 県 12 件及び市 90 件の指定文化財があり、 これらを周知・活用した学習機会を増やし、 郷土愛の醸成につなげます。
- 芸術文化に対する市民の関心と活動への参加意欲を高めるとともに、郷土芸能活動をはじめ、伝統文化等の継承及び保存活動に取り組んでいきます。
- 青少年の育成については、急速に進むグローバル化に対応するため、海外交流を通して多文化を学び理解することで、国際競争力を身につけ、広い視野を持つ人材の育成を行います。



基本事業 1. 主体的な学習の推進

<目指す姿>

自主的・創造的な学習意欲が高まり、主体的な学習活動が活発化しています。

<成果指標>

| 指標名称 | 現状値 (令和3年度) | 令和8年度 めざそう値 | 成果指標の方向性 |
|-----------------------|-------------|----------------|---|
| 市主催の生涯学習講座の年間参加 者数 | 1,142人 | 3,000人 | 多様化している学習ニーズに対 応した講座等の充実を図り、参 加者数の増加を目指します。 |
| 自主クラブ登録数 | 111 グループ | 111 グループ | 高齢化により減少傾向のため、 新たな講座の開設などにより、 団体数の維持を目指します。 |

<現状と課題>

- ○「人生 100 年時代」を見据え、社会の急激な変化の中、社会に出た後も学び続けることにより、新たに必要とされる知識や技能を身に付けていくことが重要です。
- ○個人を高める学習行為だけでなく、住みよいまちづくりのための活動が日常的に行われるために、課題を認識し解決するための学習へのニーズが高まっています。
- ○生涯にわたって自己に必要な学びと、その学びの結果が豊かな地域づくりにつながる生涯学習社会の構築が必要です。
- ○誰もが学ぶことができる機会の確保と情報を提供することにより、参加の促進を図ることが必要です。

<取組方向性>

方向性① [生涯学習活動への参加促進] ~生涯学習課~

- ア) 生涯学習への意識の高揚及び生涯学習事業への参加を促すような、市民が興味を抱く 魅力的な講座の開設に努めます。
- イ) ホームページやSNS等を通じて、講座の案内や取組みに関して周知を図ります。

方向性② [社会教育団体等への活動支援]

~生涯学習課、スポーツ振興課(運動公園管理事務所)~

- ア) 各種社会教育団体へ自主的活動への支援と連携を図り、活動の推進に努めます。
- イ) 生涯学習施設を拠点とする市民・地域団体・NPO などが、自発的に行う生涯学習活動の支援に努めます。

基本事業 2. 生涯学習施設の利用促進

<目指す姿>

生涯学習施設が適正化され、多くの市民に利用されています。

<成果指標>

| 指標名称 | 現状値 (令和3年度) | 令和8年度 めざそう値 | 成果指標の方向性 |
|-------------------------|----------------|----------------|---|
| 生涯学習施設の利用者数 | 121,277人 | 122,000 人 | 適切な施設管理や、年齢層や 施設に応じたプログラムを提供 し、利用者数の増加を目指しま す。 |
| この1年間に図書館を利用したことがある市民割合 | 6.3% | 7.1% | 蔵書やサービス内容の見直しを 行い、利用者数の増加を目指 します。 |
| 公共施設維持管理費(生涯学習施設分) | 9,515 万円 | 35,121 万円 | 公共施設の維持管理経費は増 加傾向にあるため、効率化によ る経費の削減を目指します。 |

<現状と課題>

- ○市民ニーズに対応した学習機会の提供及び学習環境の整備を行っています。
- ○図書館では、「山武市子どもの読書活動推進計画」に基づき、家庭・学校・図書館・地 域等が連携し、子どもの読書活動を推進しています。
- ○市内に3館の図書館を有する利点を活かして、それぞれに特色を持った図書館運営を 行っています。
- ○社会教育施設間の連携強化を図り学習機会の充実を図る必要があります。
- ○施設の老朽化が進む中、効率的・効果的な維持管理や修繕を行う必要があります。
- ○計画的な更新工事を行う必要があります。
- ○社会教育施設の効率的な運営と改善が必要です。

<取組方向性>

方向性① [生涯学習活動への参加促進] (再掲)~生涯学習課~

- ア) 生涯学習への意識の高揚及び生涯学習事業への参加を促すような、市民が興味を抱く 魅力的な講座の開設に努めます。
- イ) ホームページやSNS等を通じて、講座の案内や取組みに関して周知を図ります。

方向性② [図書館利用の促進] ~生涯学習課(図書館)~

- ア) 各館の特色を活かして市民サービスに努めます。
- イ) 「山武市子どもの読書活動推進計画」に基づき、家庭・学校・図書館・地域等が連携し、子どもの読書活動を推進します。

方向性③ [生涯学習施設の整備] ~生涯学習課、スポーツ振興課、施設整備課~

- ア) 利用者が安心して利用できる施設の保全に努めます。
- イ)施設の老朽化や活用状況を勘案しながら、施設の集約化や複合化を含め、効率的な 施設あり方を検討します。

口、基本事業と取組方向性

基本事業 3. 文化財の保護・活用

<目指す姿>

文化財の活用により、市民の文化財への関心が高まり、文化財が保護、継承されます。

<成果指標>

| 指標名称 | 現状値 (令和3年度) | 令和8年度 めざそう値 | 成果指標の方向性 |
|---|----------------|----------------|--|
| 市民が認識している市内文化財数 (全 14 8 項目) | 3.42 項目 | 4.0 項目 | 歴史講座等を開催し、文化財 の周知を図り、認知度向上を目 指します。 |
| 文化財を活用した事業・施設への参加者・入館者数 | 5,302人 | 5,400 人 | 文化財・歴史資料の展示等への工夫や体験事業の充実を図り、利用者数の増加を目指します。 |

<現状と課題>

- ○歴史や風土に恵まれた貴重な文化や芸能があります。
- ○市内の郷土芸能に触れる機会として、郷土芸能振興大会を実施しています。
- ○地域文化の担い手が不足し、継承が危ぶまれています。
- ○地域文化を継承する後継者の育成が必要です。
- ○市内各地区に所在する文化財の現況調査を行い、今後の保護・活用方法について検討する必要があります。
- ○土地改良や河川改修など周辺環境の変化により、食虫植物群落の保全が危ぶまれています。

<取組方向性>

方向性① [歴史資料の保存と活用] ~生涯学習課(歴史民俗資料館)~

- ア) 山武市内に遺存する歴史資料の整理・保存、および地域に所縁のある歴史資料の収集・展示活用に努めます。
- イ)郷土の偉人や特色ある地域ごとの生業・文化について調査・研究し、展示や教材と して学ぶ機会を提供します。

方向性② [地域文化の保存・継承と活用] ~生涯学習課~

ア)地域に残る伝統文化の保存・継承及び普及に努めます。

方向性③ [指定文化財の保存と活用] ~生涯学習課(歴史民俗資料館)~

- ア)周辺環境の変化により、積極的な保護・増殖活動が必要とされる国指定天然記念物 「成東・東金食虫植物群落」について文化庁認可の「保存活用計画」を策定し、指 定当初の望ましい姿に整備するとともに、市民の憩い・児童生徒の自然観察の場と しての活用を図ります。
- イ) 文化財の適切な保存と併せ、市民の学びや観光資源としての活用を図ります。

口基本事業と取組方向性

基本事業 4. 芸術文化活動の充実

<目指す姿>

芸術文化の鑑賞・活動・発表等を通じて、芸術文化に親しみ心豊かな潤いのある生活を送っています。

芸術文化活動に参加できる体制が整っています。

<成果指標>

| 指標名称 | 現状値 (令和3年度) | 令和8年度 めざそう値 | 成果指標の方向性 |
|------------------------------|----------------|----------------|--|
| 芸術文化の鑑賞の機会が充足していると思う市民の割合 | 65.2% | 65.2% | 市民のニーズを捉えた事業を実施し、身近な芸術鑑賞の場としての認知度向上を目指します。 |
| 市主催の芸術文化事業への参加者数 | 2,602人 | 2,602人 | 市民参加型の芸術文化事業の 開催などにより、参加者の増加 を目指します。 |
| 芸術文化活動・発表等の機会が充足していると思う市民の割合 | 28.5% | 35.0% | 主催・共催事業等を通じて、芸 術文化活動・発表等の機会の 充実を図り、成果向上を目指し ます。 |

<現状と課題>

- ○文化会館等で様々な芸術・文化に触れられる機会を提供しています。
- ○多くの方に音楽や芸術公演等の鑑賞及び参加や発表する機会の提供に努めています。
- ○公民館の自主講座からクラブへ移行し、継続的な活動が行えるよう支援が求められています。
- ○これまで、来館したことがない方々にも興味・関心を持ってもらえるよう、魅力ある公 演等に努めます。
- ○市民自らが行う芸術文化活動への支援と活動の成果を発表する場の提供に努めます。

<取組方向性>

方向性① [文化会館自主事業の充実] ~生涯学習課(文化会館)~

ア) 多くの市民の方に音楽や芸術公演等の鑑賞及び参加や発表する機会の充実に努めます。

方向性② [芸術文化活動への支援] ~生涯学習課(生涯学習係、公民館)、教育総務課~

- ア) 芸術文化関係団体及び市民自らが行う芸術文化活動を支援し、活動の成果を発表する場の提供に努めます。
- イ) 芸術文化活動の振興と活性化を図るため、芸術文化活動に精励した方を顕彰します。

基本事業 5. 青少年の育成

<目指す姿>

健全に育成され、さまざまな体験をして見聞を広めます。

<成果指標>

| 指標名称 | 現状値 (令和3年度) | 令和8年度 めざそう値 | 成果指標の方向性 |
|-----------------------------|----------------|----------------|--|
| 青少年育成事業・体験学習への児 童・生徒参加者数 | 856 人 | 2,553人 | 各種青少年関係団体の事業を 支援し、児童・生徒の参加者数 増加を目指します。 |

<現状と課題>

- ○市の人口減少が進む中、年少人口(0歳から14歳まで)についても今後5年間で18%程度減少すると見込まれています。
- ○地域の住民が持つ知識や技術・経験を生かした体験学習の場の提供を行っています。
- ○地域に居住する外国人が増加するなど、地域のグローバル化が進展しています。
- ○支援ボランティアや運営の中心となるコーディネーター等、地域教育活動を担う人材の 確保が必要です。
- ○放課後子ども教室開催校が、円滑に事業ができるよう環境整備を行う必要があります。 また、放課後子ども教室開催校拡充を図るため、未設置校に対する相談等の支援が必要 です。
- ○グローバル化を始めとした多様性社会に対応する人材の育成が必要です。

<取組方向性>

方向性① [青少年健全育成活動の推進] ~生涯学習課~

- ア) 地域の人々の協力を得た青少年健全育成事業を推進します。
- イ) 青少年の健全育成を担う各種団体の活動を支援し、青少年の健全育成を推進します。

方向性② [地域教育力の向上] (再掲) ~子ども教育課 生涯学習課~

ア) 地域の人々の協力を得た「生きる力」を育む体験学習等の支援と拡充に努めます。

方向性③ [グローバル人材の育成] ~生涯学習課~

ア) 青少年の海外派遣及び海外からの青少年受入等を通じて、広い視野を持ったグロー バル人材の育成に努めます。

【施策3】スポーツの振興

口施策のめざす姿

継続的にスポーツを行うことにより、心身ともに健康な生活を営むことができます。

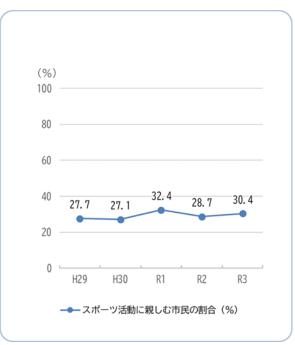
□ 施策の成果指標

| 指標名 | 現状値 (令和3年度) | 令和8年度 めざそう値 | 成果指標の方向性 |
|-----------------|-------------|----------------|---|
| スポーツ活動に親しむ市民の割合 | 28.0% | 32.4% | スポーツイベントや教室等を通 じ、幅広い年齢の市民の健康意 識の向上を目指します。 |

□ 施策の基本方針(環境変化と課題)

- 新型コロナウイルス感染対策による施設利用の制限や大会の中止、市民の自主的な活動制限などにより、運動の機会が減少しています。
- 市ホームページを活用した各団体による活動内容のPRや、スポーツツーリズムと連動した市民参加型の魅力的なスポーツイベントの開催など、運動意欲を高める機会や環境づくりに取り組みます。
- 専門的な知識や技術を有する指導者を育成し、スポーツ活動へ参加機会の充実を図り、 参加者が減少傾向にあるスポーツ少年団等への加入を促進します。





基本事業 1. スポーツ活動の充実

<目指す姿>

スポーツ活動に参加する機会が増え、より多くの市民がスポーツに親しむことができます。

<成果指標>

| 指標名称 | 現状値 (令和3年度) | 令和8年度 めざそう値 | 成果指標の方向性 |
|----------------------|----------------|----------------|--|
| スポーツ大会・教室へ参加した市民 の割合 | 5.4% | 10.1% | スポーツ大会や教室等の開催 情報を積極的に発信し、参加 者数の増加を目指します。 |
| スポーツ大会・教室の機会の充足度 | 66.8% | 69.0% | 誰もが参加しやすいイベントの実施により、参加機会の増加を目指します。 |

<現状と課題>

- ○各種スポーツ関係団体と連携を図りながら、市民が自分の年齢や生活スタイルに合わせ てスポーツに親しめるよう各種スポーツ教室や大会を開催しています。
- ○健康・体力づくりに関しては、将来の介護予防や健康寿命の延伸、さらには障がいのある人にも配慮したスポーツ環境の整備など、スポーツに対するニーズが多様化しています。
- ○より多くの市民にスポーツへの関心や参加機会が高まる取り組みが必要です。
- ○市民へスポーツの場や機会に関する情報の提供、スポーツによる健康への影響や効果の 積極的な発信により、誰もがスポーツに親しむことができる環境づくりを進めることが 求められます。

<取組方向性>

方向性① [健康体力づくり活動の充実] ~スポーツ振興課、子ども教育課~

- ア)スポーツ関係団体との連携を図りながら、すべての市民が年齢や生活スタイルに応じて自発的に健康体力づくりに取り組めるよう、各種スポーツ大会や講習会を実施します。
- イ) 障がい者の参加機会の充実を図るため、関係部局と連携してボッチャやユニカール 等のニュースポーツを中心としたスポーツ事業を推進します。
- ウ) ホームページやSNS等を通じて、大会や講習会等に関して周知を図ります。

方向性② [競技力向上の促進] ~スポーツ振興課、子ども教育課~

ア) 身体能力や技術力の向上を目的として、スポーツ協会などが実施している各種競技 大会やスポーツ教室への参加を支援します。

基本事業 2. 体育関係団体・指導者の育成

<目指す姿>

体育関係団体・指導者が育成され、地域でのスポーツ活動が活発になります。

<成果指標>

| 指標名称 | 現状値 (令和3年度) | 令和8年度 めざそう値 | 成果指標の方向性 |
|--------------------------|-------------|----------------|---|
| スポーツ団体数(総合型地域スポーツクラブを含む) | 48 団体 | 50 団体 | スポーツ団体の活動を支援する ことで、市内のスポーツ環境の改 善を目指します。 |
| 体育関係団体の指導者数 | 76人 | 135人 | 減少傾向にある指導者等の育 成を支援し、スポーツ環境の改 善を目指します。 |

<現状と課題>

- ○総合型地域スポーツクラブの設置や市民大会、さんむスポーツフェスタなどスポーツに 親しむ環境づくりを推進しています。
- ○スポーツ振興や競技力の向上を図るため、各種団体の支援を行っています。
- ○指導者の育成支援などスポーツの普及発展に向けた検討を行う必要があります。

<取組方向性>

方向性① [スポーツ関係団体の育成及び支援] ~スポーツ振興課~

ア) 各種スポーツ団体の育成・支援を行います。

方向性② [スポーツ指導者の育成] ~スポーツ振興課~

ア) スポーツ指導者の養成・資質向上を図り、有効活用を推進します。

方向性③ [スポーツ活動への支援] ~スポーツ振興課~

ア) スポーツ活動の振興と活性化を図ります。

口基本事業と取組方向性

基本事業 3. 体育施設の利用促進

<目指す姿>

体育施設が適正化され、快適に利用することができます。

<成果指標>

| 指標名称 | 現状値 (令和3年度) | 令和8年度 めざそう値 | 成果指標の方向性 |
|--------------------|----------------|----------------|--|
| 体育施設の利用者数 | 71,523人 | 124,000 人 | 施設利用者の利便性向上 を図り、利用者数の増加を 目指します。 |
| 公共施設維持管理費(社会体育施設分) | 6,342 万円 | 12,279 万円 | 公共施設の維持管理経費 は増加傾向にあるため、効 率化による経費の縮減を目 指します。 |

<現状と課題>

- ○公共スポーツ施設については、施設の空き状況等により当日受付を実施し利用者の利便 性の向上及び効率的な施設利用に努めています。
- ○学校体育施設については、半年ごとに利用団体による調整会議を開催し、効率的な施設 利用に努めています。
- ○スポーツ施設については、安心・安全に利用できるよう計画的な改修や整備を行い、利 便性の向上に努めます。
- ○利用率の低い公共スポーツ施設のあり方を検討する必要があります。

<取組方向性>

方向性① [公共スポーツ施設の有効活用の促進] ~スポーツ振興課~

ア) 多様化するスポーツニーズに応えるため、公共スポーツ施設の利便性の向上と有効 活用を図ります。

方向性② [学校体育施設の有効活用の促進] ~スポーツ振興課~

ア)スポーツに親しめる身近な場所として、市内小中学校の体育施設開放事業の充実を図ります。

方向性③ [公共スポーツ施設の整備] ~スポーツ振興課、施設整備課~

- ア)市民が安心・安全に使用できる公共スポーツ施設の整備を行います。
- イ)施設の老朽化や活用状況を勘案しながら、集約化を含めた効率的な施設のあり 方を検討します。

【施策4】子育ての支援

口が施策のめざす姿

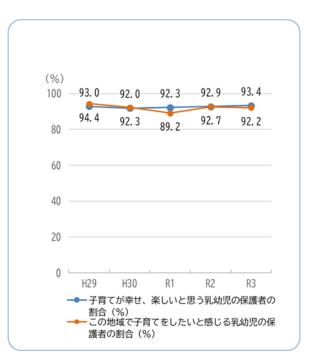
子育て環境が整っており、安心して産み、育てることができます。

口施策の成果指標

| 指標名 | 現状値 (令和3年度) | R 8 年度 めざそう値 | 成果指標の方向性 |
|---------------------------------|----------------|-----------------|----------------------------------|
| 子育てが幸せ、楽しいと思う就学 前児の保護者の割合 | 93.4% | 95.0% | 関係各課で連携し、保護者の不 安軽減を図り、安心して子育て |
| この地域で子育てをしたいと感じ る就学前児の保護者の割合 | 92.2% | 94.4% | に取り組むことができるまちづ くりを目指します。 |

口施策の基本方針(環境変化と課題)

- 共働きやひとり親家庭の増加等、家庭の状況が変化し、3歳未満児の保育や、長時間保育の需要が高まっています。
- 子育て支援センターで、育児等の相談を受け、子育ての不安を緩和し、子どもの健や かな育ちを支援します。
- 妊娠期から子育て期まで、切れ目のない支援の充実に取り組んでいきます。
- 子育てにおける経済的負担の軽減はニーズ が高く、市では、引き続き高校生までの医 療費を助成し、保護者の経済的な負担軽減 を図ります。
- 学童クラブにおける利用ニーズの多様化に 対応できる支援員の人材育成が課題となり ます。また、学童クラブと放課後子ども教 室との総合的な放課後対策が課題となります。



● 結婚を希望する人を応援し、子ども・子育てにやさしい地域社会づくりに取り組み、若い 世代が将来にわたる展望を描ける環境づくりを推進していきます。

口。基本事業と取組方向性

基本事業 1. 幼保機能の充実

<目指す姿>

幼児教育を受ける機会の拡充と保育サービスにより、子どもを預け、働くことができます。

<成果指標>

| 指標名称 | 現状値 (令和3年度) | 令和8年度 めざそう値 | 成果指標の方向性 |
|--------------------------|----------------|----------------|--|
| 幼稚園・保育所・こども園の利用定 員充足率 | 82.9% | 80.0% | 実情に沿った定員数の見直し 等により、適切な保育サービス・ 幼児教育の提供を目指します。 |
| 就学前保育・教育に関する保護者の 満足度 | 96.9% | 98.0% | 多様な保育サービス・幼児教育の提供により、保護者の満足度の向上を目指します。 |
| 一時保育・特別保育ニーズに対応できなかった件数 | -件 | 0 件 | 利用定員の見直し等を行い、 一時保育や特別保育に対応で きる環境整備を目指します。 |

<現状と課題>

- ○幼児教育・保育の充実に向けて、教育・保育要領に基づいたカリキュラムを実施しています。
- ○今後少子化により入園希望者が減少することが見込まれるため利用定員についての検討が必要です。
- ○こども園・幼稚園と小学校とのなめらかな接続を図るために、情報交換会や相互授業参 観、交流会などの連携事業を実施しています。
- ○園児が身近な人々と交流し伝統行事や栽培活動に触れて、地域に親しみを感じられるような活動を支援しています。
- ○こども園・幼稚園職員の各種研修会を通して、質の高い教育・保育の提供を目指してい くことが必要です。
- ○円滑な接続のために、こども園・幼稚園と小学校の互いの活動を理解し、連携をさらに 進める必要があります。

<取組方向性>

方向性① [学びに向かう力を培う活動の推進] ~子ども教育課、子育て支援課~

- ア) 園児が感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりする園での多様な活動を支援します。
- イ)こども園・幼稚園と小学校の連携を推進します。

方向性② [異文化理解やコミュニケーション能力の基礎を培う活動の推進] ~子育て支援課~

ア)ALTとの外国語(英語)活動を積極的に推進します。

方向性③ [安心感や信頼感をもって取り組むことのできる体験活動の推進] ~子育て支援課~

ア) 地域の身近な人と触れ合う体験活動に取り組むため、地域人材の活用を支援します。

方向性④ [道徳性や規範意識の芽生えの醸成] ~子育て支援課~

ア) 自分の行動を振り返ったり、友だちの気持ちに共感したりすることのできる園活動 を充実します。

方向性(5) [教育・保育環境の整備] ~施設整備課、子育て支援課~

ア)教育・保育環境の向上に係る工事等を実施します。

方向性⑥ [安全で安心な園づくり] ~子育て支援課~

- ア) 園児の安全確保に関する取組を推進します。
- イ) 家庭・地域と連携した取組を推進します。

方向性② [特色あるこども園・幼稚園づくりの推進] ~子育て支援課~

ア) 園経営の充実と改善を図ります。

方向性⑧ [職員の資質・能力の向上、園務の効率化] ~子育て支援課~

- ア)職能・歳児別の研修の充実を図ります。
- イ) 適正な人事評価を推進します。

方向性9 [開かれた園づくりの推進] ~子育て支援課~

- ア) 家庭や地域に園での活動を積極的に発信します。
- イ) 地域・外部人材の活用を推進します。

方向性⑩ [こども園整備の推進] ~施設整備課、子育て支援課~

ア) こども園整備に向けて協議を推進します。

基本事業 2. 子どもの人権の尊重

<目指す姿>

しつけと称した体罰や養育放棄が虐待であると理解することにより、子どもたちの人権が守られます。

<成果指標>

| 指標名称 | 現状値 (令和3年度) | 令和8年度 めざそう値 | 成果指標の方向性 |
|------------|----------------|----------------|---|
| 児童虐待通告件数 | 73 件 | -件 | 地域や関係機関と連携を図り、 児童虐待の早期発見・早期対 応を目指します。 |
| 児童に関する措置件数 | 0 件 | -件 | 関係機関と連携を図り、児童虐 待の早期対応・早期解決を目 指します。 |

<現状と課題>

- ○児童虐待問題については、相談・報告が増加傾向にあり、全国や千葉県内を見ても大きな社会問題となっています。虐待に対する関心や意識の低さが課題になっています。
- ○虐待については、早期発見・早期支援に対応できるように、園・学校内での体制整備と 各種関係機関との連携を密に行う必要があります。

<取組方向性>

方向性① [子どもの人権教育の推進] ~子ども教育課、子育て支援課~

ア)誰もが、心豊かで、幸せな生活ができるよう人権教育を推進します。

方向性② [児童虐待防止対策の推進] ~子ども教育課、子育て支援課、健康支援課~

ア)家庭児童相談室を設置し、個別相談等への対応や関係機関との連携による児童虐待防止対策を図ります。

基本事業 3. 学童保育の充実

<目指す姿>

放課後の児童の安全を確保し、適切な遊びや、生活の場を与えることにより、保護者が安心して働けます。

<成果指標>

| 指標名称 | 現状値 (令和3年度) | 令和8年度 めざそう値 | 成果指標の方向性 |
|-------------|----------------|----------------|---|
| 学童クラブの待機児童数 | 0人 | 0人 | 実情に沿った定員の見直し等に より、待機児童数 0 人を目指し ます。 |

<現状と課題>

- ○学童クラブは、各小学校区に設置されており6年生までを対象としていますが低学年の 利用が主になっています。
- ○学童クラブは、共働き家庭等の児童数の増加が見込まれ、小学校区毎に必要な機能の確保が不可欠な状況となっています。
- ○新・放課後子ども総合プランにより、学童クラブと放課後子ども教室を一体的あるいは 連携して実施する総合的な放課後対策を行っていく必要があります。

<取組方向性>

方向性① [学童クラブの確保] ~子ども教育課~

ア) 放課後の安全を確保し、適切な遊び及び生活の場を与えることにより、児童の健 全な育成を図ります。

方向性② [新・放課後子ども総合プランの推進] ~子ども教育課~

ア) 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携・一体化による、放課後の子どもの 居場所づくりの充実を図ります。

第4章 計画の推進にあたって

市民一体となって取り組む体制づくり

ここでは、第2次教育振興基本計画の推進に向けて、求められる視点や取り組みに ついて整理しました。

1 これからの教育行政

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育委員会は、今まで以上に住 民に開かれた教育行政を推進することが求められます。本市では、開かれた教育委員会を 目指し情報公開に取り組んでいきます。

また、ますます国際化、グローバル化の進む社会になっていきます。異文化、外国人との接点も多くなり、情報化社会の進展とともにさまざまな価値観が多様化してくることが 想定されます。

その様な社会の中でたくましく生き抜いていくためには、幼少期からの体系的な教育が 必要となります。

幼少期からの人としての生き方や夢について考えることにより、自らの人生を充実した ものとし、また、社会に自立的に参画し、相互に支え合いながら、社会の一員として地域 に貢献できる力を養うことが山武市教育の基本と考えます。

2 多様な主体との連携と協働

本計画の推進にあたっては、学校や家庭、地域、関係団体と行政が、基本的な考え方を 共有し連携、協働を図りながら、社会全体で教育を支える仕組みをつくることが重要です。 このため、行政が教育への支援や活動の推進役を担うとともに、家庭や地域、学校、関 係団体と連携を図りながら、各種教育施策を推進していきます。

3 教育投資の充実

現在、少子高齢化の急速な進展や生産年齢人口の減少等、深刻な人口減少が起こっています。

こうした状況の下で、魅力あるまちを作っていくためには、市政発展の基盤である人づくり、それを担う教育に力を注ぐことが必要です。

一方、本市の財政状況は、引き続き厳しい状況にあり、当面はこのような状況が続くことが予想されます。予算の効率的、効果的な活用に十分留意するとともに、市民の理解を得ながら、この計画の実現に必要な予算の確保に努め、教育投資の充実を図ります。

4 計画の進行管理

本計画に掲載した各施策を効果的かつ確実に推進するためには、定期的に進捗状況や効果等の進行管理を行う必要があります。

具体的な取組状況については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を実施し、その結果に関する報告書を作成し、市議会に提出するとともに、市民に公表し説明責任を果たしていきます。

評価結果から、各基本事業・取組の課題を分析し、その後の取組の方向性について検討します。